〇大津市生活環境の保全と増進に関する条例

(平成 10 年条例第 27 号)

第8章 公害紛争調整委員会

(公害紛争調整委員会)

第 103 条 公害に係る紛争について仲裁等を行うため、本市に大津市公害紛争調整委員会(以下「調整委員会」という。)を置く。

- 2 調整委員会は、前項に規定する仲裁等を行うほか、大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成 26 年条例第 5 号)第 21 条第 3 項又は大津市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第 16 条第 3 項の規定に基づき、市長に対し意見を述べるものとする。
- 3 調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例

(平成 26 年条例第 5 号)

(目的)

第1条 この条例は、産業廃棄物処理施設の設置に係る計画の事前公開、これに対する関係住民の生活環境の保全上の意見の提出、市が行う意見の調整及びあっせん等に関し必要な事項を定めることにより、 産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整を図ることを目的とする。

(あっせん)

- 第 21 条 事業者又は関係住民は、紛争が自主的な解決に至らなかったときは、市長に あっせんの申請をすることができる。
- 2 市長は、前項の申請があった場合は、あっせんを行うものとする。ただし、この条例に規定する手続を誠実に遵守していない者からの申請であるときその他その性質上 市長があっせんを行うことが適当でないと認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、前項の規定によりあっせんを行うときは、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めるものとし、必要に応じて、大津市公害紛争調整委員会の意見を聴くものとする。

○大津市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例

(平成 26 年条例第 6 号)

(目的)

第1条 この条例は、汚染土壌処理施設の設置に係る計画の事前公開、これに対する関係住民の生活環境の保全上の意見の提出、市が行う意見の調整及びあっせん等に関し必要な事項を定めることにより、 汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整を図ることを目的とする。

(あっせん)

- 第 16 条 事業者又は関係住民は、紛争が自主的な解決に至らなかったときは、市長にあっせんの申請をすることができる。
- 2 市長は、前項の申請があった場合は、あっせんを行うものとする。ただし、この条例に規定する手続を誠実に遵守していない者からの申請であるときその他その性質上市長があっせんを行うことが適当でないと認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、前項の規定によりあっせんを行うときは、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めるものとし、必要に応じて、大津市公害紛争調整委員会の意見を聴くものとする。

〇大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則

(平成11年規則第64号)

第7章 公害紛争調整委員会

(組織等)

第91条 条例第103条第1項に規定する調整委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、公害紛争処理に経験を有し、かつ、人格が高潔で識見の高い者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 調整委員会に会長をおき、委員の互選により定める。
- 5 会長は、調整委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代 理する。

(会議)

第92条 調整委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 調整委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 調整委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。 (3人制による公害紛争調整)
- 第93条 調整委員会による公害紛争調整は、事件ごとに、委員のうちから会長が指名する3人の委員を もって行う。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、前項の規定により指名した3人の委員とともに公害紛争調整に加わることができる。

(公害紛争調整の手続き)

第94条 公害紛争調整は、紛争当事者からの書面による申請により開始する。

- 2 公害紛争について共同の利益を有する多数の当事者は、その中から、当事者全員のために公害紛争調整の手続きを行う代表者(以下この条において「代表当時者」という。)を1人又は数人選定することができる。
- 3 公害紛争調整は、紛争当事者又は代表当事者の双方からの事情の聴取、関係書類の提出等により行うものとする。
- 4 前条の規定により公害紛争調整を行うこととなる委員(以下「調整委員」という。)は、申請に係る 公害紛争がその性質上調整することが適当でないと認めるとき、又は紛争当事者が不当な目的でみだ りに公害紛争調整の申請をしたと認めるときは、公害紛争調整をしないものとすることができる。
- 5 調整委員は、申請に係る公害紛争について当事者の一方が調整に応じないとき、又は調整を継続することが困難であると判断したときは、調整を打ち切ることができる。
- 6 調整委員は、当事者の双方が調整に応じる意思があると認めるときは、調整案を作成するものとし、その調整案を当事者の双方が受託したときは、公害紛争調整が成立したものとし、その調整を終結させる。
- 7 調整委員の行う公害紛争調整の手続きは、公開しないものとする。